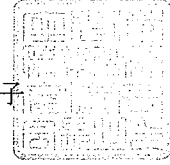


答申第9号

令和6年2月21日

座間市長 佐藤 弥斗 様

座間市情報公開審査会
会長 齋藤 佐知子



座間市情報公開条例第11条第1項の規定に基づく処分に係る審査請求
について（答申）

令和6年1月11日付け座公発第73号で諮問のあった標記のことについて、次のとおり答申します。

第1 座間市情報公開審査会の結論

座間市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月13日付けで行った行政情報の部分公開の決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求及び諮問に至る経緯

1 行政情報の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年9月21日、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政情報について公開を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」について、作成時の協議内容、当時マニュアルとして自治会等に配布していた理由（公開資料だったのか、非公開情報だったのか）
- (2) 現在、「都市公園等車両進入等の手続き」として運用されるに至る経緯と、その際に目次や「都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアルの設定について」のページを削除した手続き内容

2 本件決定

実施機関は、令和5年10月13日、本件請求に係る行政情報のうち、それぞれ次のように判断し、行政情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）及び行政情報非公開決定を行い、請求人に通知した。

- (1) 「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」について、作成時の協議内容：条例第7条第2号に該当する情報が含まれるため一部非公開
- (2) 当時マニュアルとして自治会等に配布していた理由（公開資料だったのか、非公開

情報だったのか)：条例第7条第1号に該当する情報が含まれるため一部非公開

(3) 上記以外の行政情報：公開

(4) 現在、「都市公園等車両進入等の手続き」として運用されるに至る経緯と、その際に目次や「都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアルの設定について」のページを削除した手続き内容：文書不存在

3 審査請求

請求人は、令和5年12月6日、2(1)に係る本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、審査庁たる座間市長に対し審査請求を行った。

4 諮問

審査庁たる座間市長は、令和6年1月11日、座間市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問を行った。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、請求人が提出した審査請求書、反論書及び意見書から、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求により、実施機関は、現在保管されている行政情報として「回議案用紙」と「市自治会総連合会との意見交換会の議事録」を公開した。しかしながら、当該「回議案用紙」には、「別紙」に基づき決裁を行っている旨が記載されていることから、当該「別紙」も同様に保管されていると考えるため、公開を求める。
- 2 条例第7条では、非公開情報を除き公開することを規定していることから、当該「別紙」について公開を求める。
- 3 本件請求により公開を求める「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」に「マニュアル作成時の協議部分」が含まれていないかどうかは、公開を経ないと請求人には判断できない。
- 4 既に「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」の内容は公になっており、その内容に「マニュアル作成時の経緯部分」が記載されていることを確認していることから、「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」は、本件請求における公開対象に含まれるものである。
- 5 一般的に、回議案は、別紙を反映した上で決裁していると考えられるものであり、一体で提出されるべきであるから、公開を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、弁明書の内容から、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求は、「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」に係る作成時の協議内容を求めるものであり、「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」に当該協議内容に

該当する行政情報は含まれていない。

- 2 行政情報の公開に当たっては、情報公開請求に際して実施機関の職員が同席し、行政情報の特定に係る説明を行っている事実を鑑み、公開請求書に記載のない行政情報は、公開の対象としないことは適当である。
- 3 「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」は、別に情報公開の請求を行えば、公開請求の対象となることを審査請求書の提出時に請求人に対し説明している。

第5 審査会の判断

1 本件情報について

本件情報は、都市公園等車両進入等の手続きマニュアルである。

2 認定した事実

実施機関が提出した弁明書には、認定した事実として、次の事実が挙げられる。これらの事実は、請求人により提出された反論書において否定されていないことから、本答申においては、事実と争いがないものとして取り扱う。

- (1) 請求人が公開請求書を提出するに当たり、実施機関の職員が同席し、行政情報の特定に係る説明を行ったこと。
- (2) (1)の後、請求人は公開請求書を補正していないこと。
- (3) 実施機関が請求人に対し、都市公園等車両進入等の手続きマニュアルは、本件請求の対象に含まれない旨について、本件審査請求書提出時に口頭で説明し、あわせて都市公園等車両進入等の手続きマニュアルの公開については、別に情報公開請求を行うことを提案したこと。
- (4) (3)にかかわらず、請求人は、本件審査請求による都市公園等車両進入等の手続きマニュアルの公開を求めたこと。

上記認定した事実を前提として、実施機関と請求人との間における本件の争点をめぐる諸問題に対し、本審査会は、次のとおり判断する。

3 争点

- (1) 請求人は、本件情報の内容を既に知っていて、自身が提出した本件請求に係る公開請求書に本件情報が含まれることを確信しているため、公開の対象となると主張している。一方で、実施機関は、本件情報について公開請求書に記載されている内容に該当する部分はないと主張している。本件情報が公開請求書に記載された行政情報に該当するか否かが争点である。
- (2) 請求人は、条例第7条では、非公開情報を除いて公開するものと規定されていることから、本件情報についても公開すべきであると主張している。条例第7条の解釈により本件情報を公開とするか否かが争点である。
- (3) 請求人は、本件情報について本件審査請求により公開を求めている。一方で、実施機関は、本件情報について、審査請求により公開を求めることを推奨せず、別に情報

公開請求を行うことにより本件情報が公開の対象となる旨を本件審査請求時に口頭により伝えている。情報公開制度の趣旨に鑑み、請求人に不当な負担を強いる教示がなかったかどうかなど、本件請求及び本件審査請求に係る手続の案内が妥当であったか否かが争点である。

4 本件情報が公開請求書に記載された行政情報に該当するか否かについて

(1) 条例第6条の基本的な考え方

条例第6条は、情報公開請求を行うに当たり、公開請求書に記載して提出しなければならない旨を定めるものである。市の運用として、公開請求書の提出に際し、公開を求める情報を保有する実施機関の職員が同席し、説明等を行うことで行政情報の特定に係る作業を補助し、円滑な行政情報の公開を実施している。

(2) 本件情報が公開請求書に記載された行政情報に該当するか否か

請求人は、「本件情報の2ページ目にマニュアル作成時の経緯部分が記されている」ことから「公開請求の範囲内だと考える」と主張する。実際に本審査会が確認したところ、当該箇所には本件情報を作成するに至った経緯が記されていた。しかしながら、請求人が公開請求書に記載し、行政情報の内容として特定したものは、「作成時の協議内容」である。この事実をもって、本件情報が公開請求書に記載された行政情報に該当しないとした実施機関の判断は、不当であるとはいえない。

また、公開された行政情報に記載された「別紙」等の付帯書類について、請求人の主張のとおり行政情報として一体のものであるとみなすことが可能である一方で、実施機関が本件請求における公開請求書の記載内容から、公開請求の対象に本件情報は含まれないと判断し、本件情報を請求の対象としなかったことは、実施機関の不当な手続であるとはいえない。

行政手続の一環として請求者の公平性を担保するために、実施機関は、公開請求書に基づき一義的な解釈を行う必要がある。公開請求書に記載されていないにもかかわらず、単に公開された行政情報に記載されているという事実をもって公開の対象とすることは、制度としての情報公開請求の範疇を超えるものであることから、実施機関の判断により公開請求書に記載されていない書類を公開の対象としなかったことに、手続上の瑕疵があるとはいえない。

5 条例第7条の解釈

条例第7条の解釈として、「実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該行政情報を公開しなければならない。」と規定されているが、本条は、公開請求書の記載内容に従い、公開の対象となる行政情報のうち、非公開情報を除外するために規定されているものに過ぎないことから、本件請求における実施機関の対応は、条例第7条に反する不当な手続であるとはいえない。

6 本件請求及び本件審査請求に係る手続の案内

4(1)で示すとおり、本市は、条例第6条第2号における行政情報の内容の特定に際し、公開請求者が公開を求める内容と記載する内容に相違がないよう、関係する課等の職員が公開請求者に説明しながら、公開の請求に係る行政情報の内容を特定するための記載をさせている。この運用は、公開の請求をする者が、必ずしも行政情報を特定するに足る情報を入手しているわけではないことから、実施機関の職員が行政情報の特定を補助することで、円滑な情報公開を実施し、結果的に公開請求者及び実施機関の両方の負担を削減することを目的としている。

認定した事実に基づくと、請求人は、実施機関による公開請求書の記載内容に関する説明を受けて、公開請求書を補正しなかった。この公開請求書に記載された行政情報の内容が本件情報に該当しないことは、4(2)で示したとおりである。

また、同様に認定した事実に基づくと、実施機関は、本件情報は、別に情報公開請求を行うことにより公開の対象となる旨を提案している。審査請求の手続として審査請求書の提出以外にも、反論書、意見書、口頭意見陳述の申立て等、請求人側に様々な手続が存在する中で、特に情報公開請求は、通常公開請求を行った日を含めて15日以内に決定されるため、本件審査請求により公開を求めることに要する日数よりも短いことが明らかであることから、本件情報を入手する方法として、実施機関が情報公開請求を別に提案したことは、請求人の負担に配慮した妥当なものであるといえる。

最後に、請求人は、「協議内容が含まれているか否かは、公開しなければ当方では確認できない事項である」と主張する。しかしながら、情報公開制度として、公開の対象となる行政情報に対し非公開情報が含まれている場合には、非公開に係る処理等が必要であり、請求に関連する可能性がある全ての行政情報に当該非公開処理等を施した上で、事前に対象となる行政情報を請求人に確認させることは、実務上困難である。したがって、本件請求において協議内容が含まれているか否かを確認し、公開の対象であるか否かを判断する主体は、行政情報を保有する実施機関であるといえる。

なお、既に述べたとおり、円滑な情報公開の実施を目的として、行政情報の内容を特定する際には、関係する課等の職員が同席し、これを補助する運用となっていることに留意されたい。

本審査会としては、実施機関及び請求人に対し、相互理解を深めることにより、情報公開制度の円滑な運用に向けた尽力と御協力をお願いし、付言とする。

7 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 齋藤佐知子、委員 山口由紀子、委員 宮下哲太郎、委員 宮本恭一、
委員 山田 学

(参考) 答申に至る経過

年 月 日	経 過
令和5年 9月21日	請求人が実施機関に行政情報公開請求書を提出
令和5年10月13日	実施機関が請求人に行政情報公開決定通知書を発出（本件処分）
令和5年12月 6日	請求人が審査庁たる座間市長（以下「審査庁」という。）に審査請求書を提出
令和5年12月21日	審査庁が請求人に補正について発出
令和5年12月25日	請求人が審査庁に補正書を発出
令和5年12月28日	審査庁が請求人に弁明書を発出
令和5年12月28日	審査庁が請求人に条例に基づく口頭意見陳述について通知
令和6年 1月 9日	請求人が審査庁に反論書を提出
令和6年 1月11日	審査会が審査庁からの諮問書を受理
令和6年 1月15日	審査庁が請求人に審査会に諮問した旨を通知
令和6年 1月16日	（第33回審査会） 審査庁の職員から諮問内容の聴取 審議
令和6年 1月16日	審査会が請求人に意見書等の提出について通知
令和6年 1月25日	請求人が審査会に意見書を提出
令和6年 1月25日	審査会が審査庁に意見書の提出があった旨を通知